

Title	『六百番歌合』における俊成の歌評態度：催馬楽撰取の可否をめぐって
Sub Title	
Author	田口, 暢之
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	2014
Jtitle	三田國文 No.59 (2014. 12) ,p.1- 17
JaLC DOI	10.14991/002.20141200-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-20141200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『六百番歌合』における俊成の歌評態度

—— 催馬楽撰取の可否をめぐる ——

田口 暢之

はじめに

催馬楽を踏まえた和歌の作例は平安時代の半ばごろから見られ、院政期には「寄催馬楽恋」という歌題が歌林苑や徳大寺実定主催の歌会において設けられるに至る。しかし、この歌題は後代に継承されなかったことから、催馬楽に対する歌人の関心は院政期を中心に高まっていたといえる。歌人の催馬楽受容に関する先行研究によって、以上のようなことが指摘されている⁽¹⁾。平安中期から時代が下るにつれて、催馬楽が和歌に撰取されるようになり、院政期を一つの山場とすることに疑いはない⁽²⁾。

一方、催馬楽撰取に対する同時代歌人の評価についても研究がなされている。以下、藤原俊成の判詞を分析した植木朝子氏の論考によって、その歌評態度を整理しておこう⁽³⁾。

永万二年（一一六六）成立の『中宮亮重朝臣家歌合』における祝部成仲詠「思ひかね慰むやとて芹つめば田中の井戸に袖ぞぬれぬる」（恋・十三番左・一三七）に対し、俊成は『田中の井戸』には「なき摘む所」とこそ聞きならひて侍れ」という

判を加える。このとき念頭に置かれていたのは、次の催馬楽「田中」である。

田中の井戸に 光れる田なき 摘め摘めあこめ 小あこめ
たたりらり 田中の小あこめ

すなわち、俊成は成仲が催馬楽の詞章に反して「芹」を詠んだことを批判したのである。その点、催馬楽を典拠と認めていることになるが、約三十年後の『六百番歌合』⁽⁴⁾（寄風恋）では、一変してそれを否定する。

十五番 左 頭昭
心あひの風いづかたへ吹きぬらん我にはちらす言の葉もなし
右勝 隆信 (九二九)

色にいでし言の葉もみな枯れはてて涙をちらす風のおとかな
右申云、「風いづかたへ」といへる、こと足らぬやう
(九三〇)

に侍り。左申云、右歌、無指難。
判云、左歌「風いづかたへ」といへるは足らずやは侍るべき。「心あひの風」こそ、「道の口」とかやに、

「武生の国府に我はあり」などいふ事にやと思ひ給ふ
るほどに、抛り所なくや。

右歌、左方の人も「難無し」と申すめり。勝侍るべ
し。

顕昭の踏まえた催馬楽「道の口」は次のような詞章をもつ。

道の口 武生の国府に 我はありと 親に申したべ 心あ

ひの風や さきむだちや

俊成の「抛り所なくや」という非難は「催馬楽・道の口」にも
とづく表現であることを指摘しながら、それは典拠にならない
と言う」と解釈されており、植木氏もそれを踏襲する。

一方、俊成自身にも催馬楽を典拠とする作例がある。ただ
し、それは同じ催馬楽を引用する『源氏物語』の世界を新歌に
反映させたり、「萩が花ずり」という美的な言葉を取ること
に主眼が置かれ、「ことはを厳選する姿勢が感じられる」と
評価されている。

このように、植木氏は催馬楽を典拠とすることに對する俊成
の二面的な態度を指摘し、その実作においては催馬楽撰取に慎
重であったことを示唆する。

しかし、植木氏は取り上げていないものの、俊成には次のよ
うな一首も見られる。

さみだれはまやの軒ばの雨そそきあまりなるまでぬるる袖
かな

(長秋詠藻・述懷百首・一二九・五月雨)

これは催馬楽「東屋」に基づく。

東屋の 真屋のあまりの その雨そそき 我立ち濡れぬ

殿戸開かせ(下略)

俊成は「五月雨」を新たに詠むが、表現や発想の類似性は高
く、かなり催馬楽に依拠した作である点は看過できない。

また、『千載集』には「寄催馬楽恋」を題する一首と、「萩
が花ずり」を詠んだ二首が採られている¹⁾。前者は勅撰集のうち
『千載集』のみに見える題であり、後者は前後の時代では『後
拾遺集』と『新勅撰集』に一首ずつしか入集していない表現で
ある。このように、『中宮亮重家朝臣家歌合』より、成立時期
が『六百番歌合』に近い『千載集』においても、依然として俊
成の催馬楽に對する強い関心が読み取れ、同時にそれを典拠と
認めていたことも推察される。

その俊成が、それから約十年の時を隔てたとはいえ、『六百
番歌合』において催馬楽は典拠たり得ないという態度をとるで
あるうか。もちろん、歌観の変化と捉えることもできようが、
催馬楽への態度が正反対になるという大きな変化なので、もう
少し慎重に見極める必要があるだろう。

一 『六百番歌合』における「抛り所」の意味

そもそも、問題の発端となった『六百番歌合』の判詞「抛り
所なくや」は、「催馬楽が典拠にならない」と解釈できるのか。
同歌合における俊成判の用例を検討したい(以下の例において
「抛り所」など論の展開に関わる部分に主要な異同がある場合
は、その旨を注記する)。

十三番 絶恋 左勝

女房

やすらひにいでにし人の通ひ路を古き野原と今日は見るか

な

右

隆信

(七四五)

しらざりき今はといひし暁をやがてまことの言の葉ぞとは

(七四六)

(難陳略)

判云、(中略)右、事の寄せあるべき歌の様に、又ただ「言の葉」も抛り所なくきこゆ。左、「古き野原」などいへる、宜しく侍り。勝とすべし。

この二箇所の傍線部は、それぞれ「縁語関係があつて当然な歌の有様で」、「表現の根拠がないように聞こえる」と解され、後者については「暁』『言の葉』と言うからには『露』などの語があつて当然という意見」と理解されている。つまり、この例における「抛り所なくきこゆ」は、縁語関係のない語が唐突に詠まれていることへの非難といえよう。

それを具体的に示す例もある。

五番 左持

頭昭

睦月たつけふのまとゐや百敷の豊の明かりの始めなるらん

(九)

右

寂蓮

ももしきや袖をつらぬる盃にゑひをすすむる春のはつかぜ

(一〇)

(難陳略)

判云、(中略)又「豊の明かり」、宣命に「豊明」・「豊楽」とかきたりとは見えて侍る。歌の風体においてぞ左右侍るべき。歌の意趣一方ばかりは、きにこそは

と聞え侍り。歌の常のならひは「まとゐ」といひては

「梓弓」を引き寄せ、「豊の明かり」など詠まむとき

は「曇りなき世」などこそ、常には詠みならひて侍る

めれ。これは、ことごとく抛り所なきに侍るべし。(中

略)左の「まとゐ」もついでなくきこゆ。ともに歌合

に勝つべしとも覺え侍らぬにや。よりて又持と申すべ

くや。

(元日宴)

俊成は「まとゐ」と「豊の明かり」に縁語がないことを指摘したうえで、それを「ことごとく抛り所なきに侍るべし」と要約する。波線部には「まとゐも抛り所なく」という異文が存在し、「抛り所」が縁語の意味に用いられていた傍証となる。さらに、判詞の終盤では「左の『まとゐ』もついでなくきこゆ」とも言い換えており、その意味する所は決定的であろう。

こうした「抛り所」の用法が俊成に限ったことではないことも、次の難陳から窺える。

七番 扇 左

女房

手にならす夏の扇と思へどもただ秋風のすみかなりけり

(二五三)

右勝

信定

夕間暮れならす扇の風にこそかつがつ秋は立ち始めけれ

(二五四)

右申云、夏扇風棲新。左方申云、「立ち始む」といへる、扇には抛り所なくや。陳云、風・秋に寄せていふ、常の事なり。又、「斑姫裁扇」とも作れり。(下

略)

右歌の「立ち始む」という表現が「扇」の「抛り所」になら
ないという左方の難に対し、右方は「立つ」が、「風」や「秋」
の縁語であり、「扇を裁つ」という作例から「扇」の縁語とも
見なし得ることを説明するのであって、「立ち始む」の典拠に
ついて論じているわけではない。このように、「抛り所」が
「縁語」を意味することは、当時の歌人全般の共通認識であつ
たと考えられる。

このほかにも、『六百番歌合』には「抛り所」の用例が散見
するが、新大系はそのほとんどを「縁語」や「その言葉を詠む
根拠」と注している。つまり、前掲「道の口」の例のように
「抛り所」を「典拠」と解するのは、新大系においても例外的
な解釈なのである。しかし、そのような例外は本当に必要なの
であろうか。新大系が「典拠」と注する他の一例についても検
討したい。

一番 新樹 左持

顕昭

竜田山若緑なる夏木立紅葉の秋もさもあらばあれ

(二八一)

右

隆信

面影は時雨も秋の紅葉にて薄萌黄なる神なびの杜

(二八二)

(中略) 左方申云、右歌、題をば次の事にて、紅葉を
むねとしたる様にきこゆ。又、「薄萌黄」もさせる抛
り所なくや。

判云、「竜田山」・「神なびの杜」、「若緑」・「薄萌黄」

同じ体にして無勝負。持矣。

傍線部は「薄萌黄」という言葉も特に典拠がないか」と注
される。たしかに「薄萌黄」と詠む先行例はない。しかし、も
し先行例の有無による非難であるとしたら、それは「若緑」に
も適用される。「若緑」は「宇津保物語」に二首見られるが、
顕昭がそれを典拠としたとも、右方がそれを典拠として想起し
たとも考えにくい。典拠や先行例に乏しいのは両首に共通する
ことであり、右歌のみを対象にする「させる抛り所なくや」の
意味としてはふさわしくない。

では、これまで確認してきたように「抛り所」を「縁語」の
意味に解して、「大した縁語がないか」と理解したらどうであ
ろうか。

左歌は「秋」・「紅葉」・紅葉の名所「竜田山」が秋に関連す
るが、「新樹」の題は「若緑なる夏木立」によって明示されて
いるうえ、「(若) 緑」と「(夏) 木立」は縁語関係といえる。¹⁶⁾
一方、右歌は「秋」・「時雨」・「紅葉」・紅葉の名所「神なび
の杜」を秋の景物として詠むが、「夏」に関することは詠まず
「薄萌黄」一語によって題意を示しているに過ぎない。このよ
うに、左歌が「若緑」を「夏木立」と関連付けるのに対し、右
歌の「薄萌黄」は孤立している。

また、左歌のように「竜田山」と「緑」を詠む先行例は存在
するが、右歌のように「神なびの杜」と「緑」を組み合わせた
先行例はなく、「薄萌黄」が孤立していることはいよいよ確実
であろう。要するに、『薄萌黄』もさせる抛り所なくや」の
「抛り所」もほかの諸例と同様に、「典拠」ではなく「縁語」

を意味するものと解釈できる。

さて、以上のことを踏まえたうえで、問題の判詞を見直してみよう。歌合本文は冒頭に全文を掲げたので、ここでは抜粋し、典拠の催馬楽を再掲する。

心あひの風いづかたに吹きぬらん我にはちらす言の葉もなし
(九二九・顕昭)

判云、(中略)「心あひの風」こそ、「道の口」とかやに、「武生の国府に我はあり」などいふ事にやと思ひ給ふるほどに、抛り所なくや。

〈典拠〉

道の口 武生の国府に 我はありと 親に申したべ 心あひの風や さきむだちや

顕昭詠と催馬楽の詞章を比較すると、「心あひの風」以外に表現上および内容上の共通点はない。そして、俊成判は「『心あひの風』は、『道の口』とか(いう催馬楽)に『武生の国府に我はあり』と言っていることかと思いますが、(顕昭詠には、『心あひの風』以外にそうしたことが詠まれておらず)縁語がないのではないかと」と解し得るであろう。このように、「抛り所」に「典拠」という例外的な意味を想定する必要はなく、この判詞を根拠に俊成が催馬楽を典拠と認めていなかったとする従来の説には従いがたい。

それどころか、催馬楽を典拠とする以上、縁語となる詞章をも摂取せよという俊成の主張は、催馬楽を典拠として尊重する態度にはかならない。これは、植木氏の指摘していた『中宮亮重家朝臣家歌合』における態度と類似のものと捉えられる。つ

まり、この判詞から読み取るべきことは、これまでの説とは反対に、催馬楽の摂取に寛容な俊成の態度なのではないか。

二 「抛り所なし」に対する陳状

『六百番歌合』における「抛り所」は「縁語」と解釈できることを確認したが、その傍証として顕昭の『六百番陳状』を取り上げたい。

顕昭が俊成判を不服として『六百番陳状』を著したのは周知の事実であるが、「抛り所なし」という判の多くは顕昭詠に対してなされている。したがって、顕昭がその判に対し、どのように反駁しているかを確かめることで、俊成の「抛り所なし」の意味もより明確になろう。以下、『六百番歌合』における題の順に従って、顕昭詠、俊成判、陳状をそれぞれ抜粋する(話題とされている縁語は太字とし、顕昭の「抛り所」の意味を窺わせる部分には傍線を付す)。

(一) 元日宴

【顕昭詠】

睦月たつ今日のもとゐや百敷の豊の明かりの始めなるらん
(九)

【俊成判】

歌の常のならひは、「まとゐ」といひては「梓弓」を引き寄せ、「豊の明かり」など詠まむときは「曇りなき世」などこそ、常には詠みならひて侍るめれ。これは、ことごと抛り所なきに侍るべし。

【陳状】

(中略) また、「まとゐ」といはば「梓弓」にかけ、「豊の明かり」には「曇りなし」など寄すべきこと、さもいはれて侍り。後拾遺に、

うらやましいる身ともがな梓弓伏見の里の花のまとゐに
ただし、必ずしも不然歟。古今集に云はく、

思ふどちまとゐせる夜は唐錦たたく惜しきものにぞあ
りける

又、古歌に、

神葉の香をかぐはしみとめくれば大宮人ぞまとゐせりけ
る

また、この歌合の「三月三日」の題に、

散る花を今日のまとゐの光にて波間にめぐる春の盃

と詠ませたまふ御歌は「梓弓」によらねども、判詞には「殊
によるしく聞こえはべり。為勝」とこそは書かれて侍るめ
れ。歌様によらば、力及び侍らず。また、「豊の明かり」、

「曇りなし」とそへ詠む、常のことなり。後拾遺に云はく、

まとゐにやあまた重ねし小忌衣豊の明かりの曇りなき代
に

ただし、またさらぬ歌も侍り。六帖に、黒主が歌、

美濃山に茂り栄ゆるかみかざし豊の明かりにあふぞうれ
しき

近くは仲美朝臣が五節の歌にも、

をとめぐが袖ふりそめし小忌衣豊の明かりに絶えせざり
けり

(中略) 就中に、「元日宴」初めて被出題侍るなり。それにつ
きて、豊の明かりの始めといふことを詮にて詠み載せ侍りし
歌なれば、「まとゐ」の秀句も「豊のあかり」のそへ詞も、
可詠暇も侍らざりき。況や、「白浪のたちよる」と詠み、「夏
引のいとをし」などそへ詠むことは次の事とこそ、古き人も
申し侍るめれ。(下略)

前章でも触れた通り、俊成は「まとゐ」・「豊の明かり」に縁
語がないことを非難する。それに対して、顕昭はその反例とな
る証歌を列挙する。そして、『六百番歌合』の良経詠も「まと
ゐ」の縁語を詠んでいないのに、俊成はそれを勝にしているこ
とを指摘し、判の不統一を皮肉る。引用箇所を終盤に「白浪
のたちよる」と詠み、「夏引のいとをし」などそへ詠むことは
「別の縁語(同時に掛詞でもある)を引き合いに出しているこ
とからも、顕昭は「抛り所なし」を「縁語がない」と解してい
たと見てよい。

(2) 曇

【顕昭詠】

宇津の山夕こえくれば曇ふり袖ほしかねつあはれこの旅

(五二七)

【俊成判】

「袖ほしかねつあはれこの旅」などいへる、さびては聞こえ
侍るを、「宇津の山」こそ抛り所なくや侍らん。伊勢物語な
どに「宇津の山辺の現にも」などいへる所にも、曇ふれりと

も見えず。その故なきならば、降りぬべからん山も「あはれこの旅」といはむところも多く侍らんかし。「宇津の山」ゆへなくてはさまで詮なくやあらん。

【陳状】

ただし、旅に寄せて詠まんにとりては、伊勢物語に「〔第九段の引用、略〕と詠めり。このことのあるさま、まことに面影にたちて、心細くもの悲しければ、かの山路をとりわきて詠みて侍るなり。（中略）かの物語には「宇津の山」といふについて、「現にも」と添へたり。今の歌はかの山の心細き方を雲に引き寄せて侍れば、この難侍るべからず。さる歌あればとて、あながちに「宇津の山辺の現にも」と詠まば、無下の古歌になり侍りぬべし。また、雲ふれる所を尋ね侍るに、万葉に少々はべり。

雲降り板間風吹き寒き夜や旗野に今夜わが独り寝ん

雲降る遠つ大浦に寄る波のたとひ寄るとも憎からなくに

雲降る霰松原住吉のおとひ娘と見れど飽かぬかも

いや姫のをのれ神さび青雲のたなびく日すら雲そほ降る

如此らの歌は、旗野・遠つ大浦・霰松原・いや姫にのみ雲を必ず可詠歎、如何。その外は何の所にても詠むとも、「雲、振り所なし」と云ふ難は只同じこと歎。（下略）

俊成は「雲」の題に「宇津の山」を詠む必然性がないことを主張する。一方、顕昭は雲を詠むことで、『伊勢物語』第九段に描かれている「宇津の山」の心細く物悲しい様を強調したと反論する。これは「その言葉を用いる根拠」という意味におけ

る「振り所」の説明であろう。また、顕昭は本歌の表現通りに「宇津の山辺の現にも」と詠めば「無下の古歌」になるとしたうえで、先行例がなければ特定の場所の雲を詠んではいけないのかと反問する。これは「縁語」という意味における「振り所」について論じたものであろう。

ここで留意すべき点が一つある。両者は、あくまでも『伊勢物語』を典拠とする効果・必然性について議論しているのである。それが典拠となるか否かは問題にしていない。顕昭が『伊勢物語』を踏まえていることは議論の前提になっているといつてよい。つまり、『宇津の山』こそ振り所なくや侍らんを「宇津の山」（の出典である『伊勢物語』）は、典拠とならないのではないかと解釈することはできないのである。これは、類似の文構造をもつ『心あひの風』こそ（中略）振り所なくや」という判詞の意味を考えるうえでも参考にならう。

(3) 寄風窓

【顕昭詠】

心あひの風いづかたに吹きぬらん我にはちらす言の葉もなし
(九二九)

【俊成判】

判云（中略）「心あひの風」こそ、「道の口」とかやに、「武生の国府に我はあり」などいふ事にやと思ひ給ふるほどに、振り所なくや。

【陳状】

「心あひ」をば心寄せなる方に思ひ寄せて「如何なる風たえ

ず吹くらん。我には言の葉も散らさずとは、返り事もせず情なし」と詠めるなり。世俗の詞にも情あるをば「心あひあり」などこそは申し侍るめれ。これにききては、何事の抛り所か可侍にこそ。されば俊頼朝臣も、

心あひの風ほのめかせ八重すすき隙なきうち立ちやすらふと

と詠めり。これも「心あひの風」ばかりをこそは詠みて侍るめれ。抛り所あらんとて「武生の国府」と詠み、「親に申し給へ」など詠まん、悪しくや侍るべからん。如此、古き事々を思ひて詠む歌も、便にしたがひて、その詞多くも少なくも取ること、無定見え侍り。「石川」と申す催馬楽の歌は、

石川の高麗人に 帯をとられて からき悔いする 如何なる帯ぞ 縹の帯の 中は絶えたる

この心を取りて、

泣き流す涙に耐へて絶えぬれば縹の帯の心地こそすれ
これは下二句の「縹の帯の中は絶えたる」を取れり。「更衣」と申す歌は、

衣かへせんや さきんだちや 我が衣は 野原篠原 萩の花摺り

この心を取りて、範永朝臣

けさ来つる野原の露に我濡れぬ移りやしぬる萩が花摺り
これは「萩が花摺り」を取りて「野原の露」など詠み散らせり。これらにて、催馬楽の歌を取りて詠む様をば心得合はせ侍るべきなり。

問題の判詞に対する陳状において顕昭は俊頼詠を例示し、俊頼が「心あひの風」のみを詠んで縁語を用いていない点を強調する。そして、催馬楽の「心あひの風」を詠んだために、その詞章である「武生の国府」や「親に申し給へ」をも縁語として詠むことの非を主張している。

それに引き続いて催馬楽を撰取した和歌の例を挙げ、その詠法について解説する。すなわち、「石川」に基づく歌は催馬楽の二句を取っているが、「更衣」による歌は「萩が花ずり」という一句しか取っておらず、催馬楽に歌われていなかった「野原の露」まで詠んでいる。顕昭は、こうした多様な撰取方法を示すことで、「心あひの風」一句しか取らず、催馬楽にない「言の葉」をも詠んだ自作を正当化しているのである。

あるいは、「これらにて、催馬楽の歌を取りて詠む様をば心得合はせ侍るべきなり」という一文を、催馬楽が典拠になることの主張とする見方もあるかもしれない。しかし、引用された和歌は「古き事々を思ひて詠む歌も、便にしたがひて、その詞多くも少なくも取ること、無定見え侍り」の例であるうえ、「下二句（中略）を取れり」など撰取した句数に焦点が当てられているので、やはり催馬楽の撰取方法を話題にしたと見るのが穏当であろう。

また、仮に催馬楽を典拠とすることの正当性を述べるなら、「泣き流す涙に耐へて」の歌が「後拾遺集」（恋三・七五七・和泉式部）に入集していることを強調しない点に不審が残る。無論、俊成もそれを熟知していることが自明であったので、出典を記さなかつた可能性もある。しかし、陳状のほかの部分で

は「万葉に」などと出典を断つてから証歌を挙げることが多い。勅撰集の所収歌であるにもかかわらず、あえて出典が記されていないのは、それが証歌としてではなく、撰取方法を説明するための単なる例歌として引かれたことを示しているよう。

このように、「抛り所なし」への反論として、顕昭は縁語を用いていない証歌を列挙することに終始するばかりで、催馬楽が典拠となるか否かについては一切論じていない。顕昭が俊成の非難を正確に理解している限り、俊成が催馬楽を典拠としたことを難じたとは考えられまい。

三 催馬楽に対する俊成の態度

では、俊成は催馬楽を典拠とすることについて、実際にはどのように考えていたのであろうか。『無名抄』の説話や歌合の判詞などから、その態度を改めて検討したい。

『無名抄』⁽²¹⁾「榎葉井事」に次のような話が見える。

近く、土御門内大臣家に、月ごとに影供せらるること侍りしころ、しのびて御幸などなるときも侍りき。その会に、古寺月といふ題にてよみて奉りし、

ふりにける豊浦の寺の榎葉井になほ白玉をのこす月か
げ

五条の三位入道、これを聞きて「やさしくもつかうまつれるかな。入道がしかるべからんとき、取り出でんと思ひ給へつることを、かなしく先ぜられにたり」とて、しきりに感ぜられ侍りき。このこと、催馬楽の詞なれば、誰も知りたれど、これより先には歌に詠めること見えず。その後こ

そ、冷泉中将定家の歌に詠まれて侍りしか。

『無名抄』によれば、俊成は鴨長明が催馬楽「葛城」を逸早く和歌に取り入れたことを賞賛し、自身も同じことを考え、その機会を窺っていたと語っている。これが長明の自讃であることを差し引いても、俊成が他人詠・自詠の別なく催馬楽の撰取に寛容であったことは読み取れよう。また、長明がそれを自讃しているということは、当時、催馬楽を典拠として認める風潮があつたことをも示唆する（これに関しては次章において取り上げる）。

『六百番歌合』の俊成判からは、催馬楽をどのように撰取すべきかという方法論も窺われる。

十九番 鶉 左持

顕昭

鷹の子を手にはすゑねど鶉なく粟津の原にけふもくらしつ

(三三七)

右

家隆

秋といへば鶉なくなり小萩原鹿のねをこそ花にまかすれ

(三三八)

(難陳略)

判云、左歌、催馬楽の「鷹子」の歌の心をよまば、ただ手にもすゑ侍れかし。これは「手にはすゑねど」といひて「粟津の原にけふもくらしつ」といへる、鶉をとらばやとのみ思ひくらせるにや侍らん。又、風体も無下にただ言葉にや侍らん。(下略)

〈典拠〉

鷹の子は 鷹に賜ばらむ 手に据ゑて 粟津の原の 御粟

栖のめぐりの 鶉狩らせむや さきむだちや

(鷹子)

顕昭は催馬楽の内容を反転させて「鷹の子を手にはすゑねど」と詠む。しかし、俊成は「鷹子」を踏まえるならば、その詞章通りに鷹の子を手には据えるよう求め、鷹を手にとまらせずに粟津の原で日を暮らしたというのは鶉を狩りたかつたからかと揶揄する。この例からは、催馬楽の表現を取る場合、その内容をよく吟味して撰取しなければならぬという俊成の意識が看取できる。換言すれば、俊成は顕昭詠から「鷹子」が典拠であることを認識しただけでなく、その内容をも想起して、両者を内容的に比較した結果、顕昭詠を非としたと考えられる。典拠の内容を踏まえて新歌を享受するというあり方は本歌取り作の受容方法とも通じ、催馬楽が本歌に準ずる扱いを受けていた可能性もあろう。

また、催馬楽に取材した作を積極的に評価する例も見られる。

十七番 左

季経

人心さのみはいかに水無瀬川われには浅き契なるらん

(九九三)

右勝

家隆

いかにして影をも見まし沢田川袖つくほどの契なりとも

(九九四)

左右共に無難之由申す。

判云、(中略)「沢田河袖つくほどの」などいへる、宜しかるべし。以右為勝。(寄川恋)

〈典拠〉

沢田川 袖つくばかりや 浅けれど はれ 浅けれど 恭
仁の宮人や 高橋わたす あはれ そこよしや 高橋わた
す

(沢田川)

新大系は判詞の傍線部を「川の水のイメージが浮かぶことを良しとしたか」と注す。しかし、俊成があえて催馬楽の詞章と重なる句を引いていることから、催馬楽を撰取したことへの評価と捉える方が自然であろう。評価の理由は「沢田川袖つくほど」が催馬楽の詞章「浅けれど」を想起させ、それが新歌の「契」へ続くことで、「浅い契」を間接的に表現し得たためと考えられる。これは、家隆が催馬楽の内容にまで注意を払いつつ撰取していたことを示し、俊成もそうした詠法を理解して肯定的に評価していたことを物語る。なお、催馬楽に基づくことが明らかな家隆詠を「無難」とした難陳からも、催馬楽の撰取が非難の対象にはならなかったことが確認できる。

俊成のこうした態度は『六百番歌合』以降も変わらない。たとえば、『水無瀬恋十五首歌合』(山家恋)では次のような判を加える。

四十番 左持

権中納言公継

一人ふす真屋の板間の雨そそきおつる涙の数そへむとや

(七九)

右

宮内卿

物思はぬ人はたえける山里に我が身ひとつの秋の夕暮

(八〇)

左、「真屋」ばかりは山里の心なくや。(下略)

これは前掲の催馬楽「東屋」を撰取した公経詠に対し、「真屋」という言葉だけでは「山家」の題意を表せないと指摘する。たしかに、公経詠にも催馬楽の詞章にも特に「山家」と関連する語は見られない。俊成は単に「真屋」という語のみを問題にしたのではなく、その典拠である催馬楽の内容をも考慮したうえで、「真屋」が「山家」を含意するか否か判断したと思われる。

さらに『千五百番歌合』(春四)においては次のような例が見える。

二百四十五番 左

公経卿

つぶつと軒の玉水かずそひて忍ぶにくもる春雨の空

(四八八)

右

積阿

なほさそへ位の山の呼子鳥むかしの跡をたえぬほどをば

(四八九)

左歌、末句など姿もをかしこそ侍るを、初めの句に「つぶつと」といへるや、いかにぞきこえ侍れど、「いはばや物を心行くまで」と歌ふ郢曲の歌も侍れば、をかしくも侍るべし。

右歌は老法師の述懐に侍りけり。ただ「左の勝る」とぞ侍らまほしく侍るを、この「呼子鳥」はいささか人の憐愍もこひねがふべく侍るを、たまたま判者の人数にまじはりて侍れば、こればかりは得分にや申しうべく侍らむ。

俊成が「いはばや物を心行くまで」と引用する「郢曲」は催馬楽ではないが、同じ『千五百番歌合』の恋三・顕昭判にも引かれる歌である。

千三百十番 左

公経卿

一人のみうき故郷の名にしおはば忍ぶとだにも人のしれかし

右

内大臣

忍ぶとも軒の玉水つぶつとありし雨夜のもがたりせよ

(二六一九)

(左歌判詞、略)

右歌は、世俗の口ずさみの歌に、「雨ふれば軒の玉水つぶつとと言はばや物を心ゆくまで」と侍る歌に、源氏の雨夜の物語、をかしく詠みつがれて侍る歟。仍右歌まさると申すべきにや。

顕昭はこの歌を「世俗の口ずさみの歌」と位置付けており、催馬楽よりも卑俗なものと捉えていよう。しかし、顕昭は通親詠を勝にしており、たとえ「世俗の口ずさみの歌」であつても、それを典拠とすることが必ずしも非難されなかつたことを窺わせる。まして、催馬楽や神楽歌などであれば、より典拠として認められやすかつたのではないか。

俊成も公経詠を「をかしくも侍るべし」と評し、好意的な評価である。もつとも、この番では自詠を勝としているので、左歌を過分に評価した可能性も否定できない。しかし、「左歌、末句など姿もをかしこそ侍るを」とも述べており、評価すべき点がほかになかつたわけではない。それにもかかわらず、

「郢曲」を撰取した部分を中心に取り上げているところに、俊成の歌謡に対する寛容な態度を指摘できよう。

このように、「無名抄」の記事や俊成の判詞に基づく限り、俊成が催馬楽を撰取することに否定的であったという徴証は得られない。むしろ、一貫して催馬楽を典拠と認めていたといえる。

四 催馬楽に対する同時代歌人の態度

催馬楽の撰取に肯定的な態度は俊成のみではなく、長明を始めとする同時代歌人にも共通する可能性がある。彼らの意識を探ることで、和歌の世界における催馬楽の受容に俊成がどのような役割を果たしたか明確になろう。

そもそも、催馬楽はいかなる折に歌われていたのか。『中右記』によると、歌われる曲は既に廃れていたものが少なくなかったためか、「安名尊」・「伊勢海」・「席田」・「青柳」などに偏る傾向がある。一方、歌われる場面は正月の臨時客・上巳や七夕などの宴・豊明節会・詩会や管絃会・産養など一年を通じて多岐に亘る。催馬楽は公私の行事に付随する宴で盛んに歌われ、貴族の接する機会も多く、よく親しまれていた。

この傾向は『玉葉』においても確認できる。『玉葉』に特徴的なのは、寿永元年（一一八二）八月二十九日から文治三年（一一八七）十一月一日にかけて、兼実息の良通が宗家に催馬楽を習う記事が散見することであろう。寿永二年一月二十三日に至っては催馬楽を習うために良通が宗家邸を訪れてもいる。これほどまで熱心に習うことはなくとも、当時、催馬楽を聞き

たり歌ったりする機会がかなり頻繁にあつたことは想像に難くない。こうした環境において、その詞章を和歌に撰取する試みがなされても不思議ではなからう。

では具体的に、俊成以外の歌人が催馬楽に関してどのような発言をしているか確認しよう。俊成が活躍する以前に、歌壇における指導者の地位を確立していた藤原清輔は、断片的ではあるが、次のような判詞を残している。

かたちがはら、形

承安二年法輪寺歌合、草花 尊雅法師

藤生野の形が原のをみなへし色めくさまも気色ことなる

此歌、判者清輔朝臣云、右歌催馬楽の詞をとりてふるまひたれど、させる事なしと云云

（夫木抄・雑四・原・九八六八）⁽²⁶⁾

〈典拠〉

藤生野の かたち かたちが原を 標めはやし なよや
標めはやし なよや （下略）

（藤生野）

清輔は催馬楽「藤生野」に基づいた作を「ふるまひたれど、させる事なし」と評しているが、催馬楽を典拠としたこと自体は批判していない。

また、『奥義抄』では催馬楽が次のように利用される。

七 今朝きつる野原の露に我ぬれぬ移りやしぬる萩が花
ずり⁽²⁸⁾

これは催馬楽の歌に、我がきぬは野原篠原はぎの花ずりと云ふ歌の心なり。

十七 泣き流す涙にたへてたえぬれば縹の帯の心地こそすれ²⁰⁾

これは催馬楽の心なり。石川の高麗人に帯を取られてからき悔いする、いかなる帯ぞ、縹の帯の中わたいれたるといふ歌をよめり。

九 鶯の笠にぬふてふ梅の花をりてかささむ老や隠ると³⁰⁾
これは催馬楽に、青柳を片糸によりて鶯のぬふてふ笠は梅の花笠といふ歌を本にて詠めるなり。

右の例から、清輔は催馬楽が古歌の典拠となることは認めていたといえる。『天木抄』所引の判詞を考え合わせれば、同時代歌人が催馬楽を撰取することを容認していたであろう。

『千五百番歌合』には前掲の例のほか、催馬楽を典拠と指摘する例が三例ある。

九百九十六番 左

季能卿

そのかみの岩戸もかくやあかほしの明けゆく空に鳥うたふなり
(一九九〇)

右

家隆朝臣

宿からんゆくへも見えずひさかたの天の河原のゆきくれのそら
(一九九一)

左歌は、又神楽のおこりに待る。「鳥うたふ」ぞいかがとうけたまはる。鶯を詩などには作り待るとかや。

八声の鳥を「歌ふ」とよめる事、承り及ばず、もし神

楽・催馬楽などに待るかや。知らぬ道に待ればおぼつかなく。(中略)、左は「鳥うたふ」、心えはべらねば、以右為勝。
(冬三・判者季経)

季経は「あかほし」が神楽歌「明星」²²⁾に基づくことを指摘しつつ、「鶏が歌う」と詠むことに疑問を呈す³³⁾。そして、それが神楽歌や催馬楽に基づくのかと推量しながらも「知らぬ道に待ればおぼつかなく」と判断を保留する。しかし、これは神楽歌や催馬楽に確認できる表現であれば容認するという姿勢を示しており、季経は両者を典拠と見なしているといつてよい。それは神楽歌に基づくこと認定した「あかほし」を非難していないことから推測できる。

一方、「世俗の口ずさみの歌」の撰取を容認していた顕昭はどうであろうか。恋二における二例を取り上げよう。

千二百二十六番 左

有家朝臣

かりそめに結ぶささやの雨そそき一夜のほどももる涙かな
(二四五〇)

右

内大臣

忍ぶれどよそめやいかであさで洗ふ盥の水の影もはづかし
(二四五一)

左歌は、催馬楽に「東屋」詞章、略)とうたへるを、

「結ぶささやの雨そそき」と詠みなされたる、有興歎。

右歌は、世俗の口ずさみに「あさで洗ふ盥の水に影みれば恋にわが身は面やせにけり」、この戯れ言にかよ

ひて待るにつけてもをかしくは待るなり。(下略)

この例は、左歌が催馬楽に基づき、右歌が「世俗の口ずさみ」を撰取する。顕昭は左歌を「有興歎」と評し、右歌を「をかしくは待るなり」と判じている。両者とも好意的な評価とい

える。

千二百三十九番 左

小侍従

頼むとも今は頼まじ近江路の篠のをふぶき人はかりけり

(二四七六)

右

三宮

さのみやは人の心にまかすべき忘るる草の種をしらばや

(二四七七)

左歌は、催馬楽に〔近江路〕詞章、略〕と申す歌につきてよめるなるべし。(中略)俊頼朝臣が「竹風如秋」と申す題に「秋きぬと竹の園生に名乗らせて篠のをふぶき人はかるなり」とよめるに末句同じ、如何。

(中略)左歌の下句、古げなればまくべし。

この例では、顕昭は催馬楽「近江路」を撰取した左歌を負にしている。しかし、その理由は催馬楽を典拠としたためではなく、下句の表現が先行歌に酷似するためである。このように、顕昭も催馬楽を典拠とすることを非難していない。『六百番歌合』において自ら催馬楽を撰取していたことを想起すれば当然でもあろう。

また、鎌倉時代に至っても次のような例が見られる。

五十六番 左

按察

朝ごとに誰が形見とて秋萩の花を哀とおもひそめけん

(一一一)

右勝

右近大将公相

朝まだき野原篠原分けきつる我が衣手の萩が花ざり

(一一二)

朝まだき秋萩の花を形見と思ひそめけん、故有ること
にやと聞え侍りしを、野原篠原、催馬楽の詞とりなさ
れたるすがた有興の由、各定申して為勝。

(影供歌合 建長三年九月・朝草花・衆議判)

公相が撰取したのは前掲の催馬楽「更衣」であるが、これに
対して「催馬楽の詞とりなされたるすがた有興の由、各定申し
て為勝」という判詞が付される。衆議判であるが、実氏・家
良・為家・知家・信実が中心となり、後日為家が判詞を書いた
と見られる。この判詞によれば催馬楽を典拠としたことに非難
を加える歌人はいなかったようである。

以上、院政期から鎌倉時代にかけて、催馬楽を撰取した和歌
がどのような評価を得てきたか概観した。催馬楽を典拠として
明確に指摘する判詞が少ないので、右の例のみによって確定的
なことはいえないが、催馬楽の撰取が好意的に評価される傾向
にあったことは確かめられたであろう。いずれの判者において
も、非難する場合は催馬楽の撰取方法などに問題があると指摘
するのであって、催馬楽を撰取したこと自体を咎めているわけ
ではない。つまり、催馬楽に取材することに寛容なのは俊成の
みの特徴ではなく、時代的な特徴と考えられる。

おわりに

本稿では、催馬楽を和歌の典拠とすることに對する俊成の意
識について再考した。従来、『六百番歌合』における「拠り所
なくや」という判詞を根拠に、俊成は催馬楽の撰取に消極的で
あると理解されてきた。しかし、その判詞は「催馬楽を撰取

したのに）それによつて縁語がないではないか」という意味であつて、これまでの通説とは反対に、俊成が催馬楽を典拠と認めていたことの証左と捉えるべきものである。こうした態度は彼自身の作例、『千載集』の所収歌、歌合の判詞、『無名抄』の説話など随所に指摘できる。すなわち、その生涯に一貫した態度といえ、『六百番歌合』も決して例外ではない。

俊成が催馬楽の撰取に寛容な態度を示した背景には、催馬楽への関心が急激に高まつていた院政期の時代状況がある。同時に、歌合などにおける数々の発言を通して、俊成が催馬楽撰取の流行を促進した面もある。俊成判には、催馬楽の内容を新歌に反映できていない作への非難が目立つ。催馬楽の内容を踏まえて新歌を詠作するという姿勢は本歌取りの手法と類似する。ちようど、この時期は本歌取りが意識的に行われ始める頃でもあり、和歌の新たな可能性を模索していた俊成がその一環として催馬楽に着目したとも考えられる。『六百番歌合』において家隆が催馬楽の内容を巧みに撰取し、俊成もそれを高く評価したことは、その成果の一例といえよう。

しかし、催馬楽に対する歌人の関心は次第に薄れ、院政期に見られた「寄催馬楽恋」という歌題も後世には継承されなかった。したがつて、俊成の説いた催馬楽の撰取方法も発展することとはなかつたと見られる。とはいえ、それは催馬楽が典拠として認められなくなつたことを意味するわけではない。現に、鎌倉時代に入つても為家や反御子左派の歌人が催馬楽に基づく作を積極的に評価した例が僅かながら確認できる。鎌倉時代以降における催馬楽と和歌の関係解明は今後の研究課題とならう

が、催馬楽を典拠と見なすことに変化はないと予測される。その基礎を作つた一人が俊成であつたといえよう。

また、『千五百番歌合』においては催馬楽より卑俗な歌謡と思われる「邪曲」を踏まえた作に対して、顕昭と俊成は好意的な評価を与えていた。催馬楽に限らず、歌謡全般が和歌の典拠として容認されるのかという問題にも研究の余地が残されている。しかし、『六百番歌合』などにおいて歌観を異にすることの多かつた俊成と顕昭が、「邪曲」の撰取に対しては揃つて肯定的な評価を下している点からも、歌謡を和歌の典拠とすることに寛容な当時の歌人の態度が窺われる。

注

和歌の引用は、特に断らない限り『新編国歌大観』によつた。歌番号はすべて『新編国歌大観』に従い、古典本文の表記は私に改めた。

(1) たえば、『兼盛集』(六)に催馬楽「山城」を撰取した次の一首が見える(以下、催馬楽・神楽歌の引用は、白田甚五郎氏ほか校注訳『新編日本古典文学全集42 神楽歌 催馬楽 梁塵秘抄 閑吟集』(小学館 平12)による)。

山城の狼のわたりを見てしかな瓜つくりけん人の垣根を
〈典拠〉

山城の 狼のわたりの 瓜つくり なよや らいしなや さいし
なや 瓜つくり 瓜つくり はれ(下略)

(2) 主な研究論文に、田中初恵氏「催馬楽と和歌―定家に至るまでの様相」(古典論叢 20 昭63・9)、植木朝子氏「催馬楽と和歌」(古代中世文学論考)12 平6所収、同「催馬楽と和歌―和歌における催馬楽の享受・展開・変容」(十文字学園女子大学短期大学部研究紀要 35 平16・12)、同「催馬楽と和歌」(国語国文74・1 平17・1)、小野恭靖氏「催馬楽出自の歌ことば―歌枕・地名を中心

として(小町谷照彦・三角洋一氏「歌ことばの歴史」笠間書院平10所収、同「和歌と催馬楽―顕昭の催馬楽関連記事を起点として」(学大国文42 平11・2)、青木真知子氏「寄催馬楽恋」考)〔浜口博章教授退職記念 国文学論集〕和泉書院 平2所収、中田幸司氏「和歌と歌謡―催馬楽の形成と受容」(同「平安宮廷文学と歌謡」笠間書院 平24所収)などがある。

(3) 以下、前掲「催馬楽と和歌」(『古代中世文学論考』所収)参照。
(4) 以下、「六百番歌合」および「六百番陳状」の引用は、小西甚一氏編「新校六百番歌合」(有精堂 昭51)による。

(5) 前掲「新校六百番歌合」によれば、この部分に異同はない。

(6) 久保田淳・山口明穂氏校注「新日本古典文学大系38 六百番歌合」(岩波書店 平10)参照。以下、新大系と略称する。

(7) 「秋が花ずり」という表現は、次の催馬楽「更衣」に基づく。

更衣せむや さきむだちや 我が衣は 野原篠原 秋の花摺や
さきむだちや

(8) 『新古今集』(雑上・一四九二)に入集。

(9) 田中裕・赤瀬信吾氏校注『新日本古典文学大系11 新古今和歌集』(岩波書店 平4)などの諸注釈にも同様の指摘がある。

(10) 次のように、催馬楽「近江路」を詠み込む。

わけきつる小篠が露のしげければ近江路にさへぬる袖かな
(恋三・八二二・伊経)

(11) それぞれ次の二首である。

夏衣裾野の原をわけゆけばおり違へたる秋が花ずり
(秋上・二二九・顕昭)
心をば千種の色にそむれども袖に移るは萩が花ずり
(秋上・二五〇・長寛)

(12) それぞれ次のように詠まれる。

今朝来つる野原の露に我ぬれぬ移りやしぬる秋が花ずり
(後拾遺集・秋上・三〇四・範永)
狩衣秋の花ずり露深みうつるふ色にそほちゆくかな
(新勅撰集・秋上・二三三・行宗)

(13) 前掲、新大系の解釈に従う。

(14) 「もえぎ」を詠む先行例として次の二首が挙げられるが、いずれも「萌え木」と解すべきであり、当該歌のように「萌黄」を詠んだ例が極めて少なかったことが窺える。

見渡せば今はもえぎも緑にてなどみほどりの声のみぞする
(海人手古良集・一二二)

おいにけり庭のもえぎの木暗きにそこはかとき涙とまらで
(為頼集・二八)

(15) 次の二首である。

萌えいでて若緑ともなりななんざてもや人に及ばぬと見む
(菊宴・四八六・実忠)

若緑二葉にみゆる姫松の嵐ふきたつよをも見してしか
(藏開上・七二四・実正)

(16) たとえば、両者を含む先行歌として次の二首が指摘できる。

霜おけば松の緑ぞあらはるる見え分かざりし夏の木立を
(久安百首・冬・五五五・隆季)

おしなべて緑にみえし夏木立松に残して紅葉しにけり
(歌合(文治二年)・紅葉・四番左・一〇九・顕家)

(17) たとえば、当該歌以前の勅撰集には紅葉をとくに詠む例が三首あり、紅葉の名所とされていたことが窺える。

ちはやぶる神なび山の紅葉ばに思ひはかけしうつるふものを
(古今集・秋下・二五四・よみ人しらず)

竜田河もみちば流る神なびの三室の山に時雨ふるし
(古今集・秋下・二八四・よみ人しらず/拾遺集・冬・二一九・人麻呂)

竜田川しがらみかけてかみなびの三室の山の紅葉をぞ見る
(金葉集二度本・冬・二六六・俊頼)

(18) たとえば、次の二首が挙げられる。

日をへつつ時雨るるまに竜田山松の緑の残りゆくかな
(右大臣家歌合(治承三年)・紅葉・十二番左・二三・俊恵)

童田山松のむらだちなかりせばいづくか残る緑ならまし

(千載集・秋下・三六七・清輔)

(19) 前掲『新校六百番歌合』によれば「これにさきては」に異同はないものの、小西氏は「さ」を「つ」の誤りと推測する。

(20) 前掲『新校六百番歌合』によれば、諸本とも当該歌の出典を示さない。

(21) 引用は、『歌論歌学集成7』(三弥井書店 平18)による(小林一彦氏担当)。

(22) 実際には、長明詠に先行して藤原重家に作例が見られる(黒坂一裕氏「鴨長明作以前の榎葉井詠」(和歌文学研究彙報6 平7・12)参照)。

(23) 以下、『千五百番歌合』の引用は、有吉保氏『千五百番歌合の校本とその研究』(風間書房 昭43)による。

(24) なお、『古今著聞集』(管絃歌舞・侍従大納言成通今様を以て靈病を治する事・二二三)では、この歌を「神歌」と称す。

(25) 文治三年十一月一日にも宗家邸に赴いているが、それは宗家の「月来病惱」が主な理由である。それに対して、この日は宗家側の支障は特に記されておらず、翌日、宗家は来駕を謝している。

(26) なお、ほぼ同時代の作例に次の一首がある。

面影になほぞ忘れぬ藤生野の形が原の有明の月

(壬二集・殷富門院大輔百首・寄名所恋・二八五)

(27) 引用は、佐佐木信綱氏編『日本歌学大系1』(風間書房 昭38)による。

(28) 『後拾遺集』(秋上・三〇四・範永)に入集。

(29) 『後拾遺集』(恋三・七五七・和泉式部)に入集。

(30) 『古今集』(春上・三六・源常)に入集。

(31) 底本「鶯を詩などには声の鳥うたふとよめることうけ給はりをよばず」とするが、文意不通のため、この部分は『新編国歌大観』の本文に従う。

(32) 次のような詞章をもつ。

(本) きりきり 千歳栄 白衆等 聴説晨朝 清浄偈 や あか

ほしは 明星は くはや ここなりや 何しかも 今宵の月の
ただここにますや ただここに ただここにますや

(木) 白衆等 聴説晨朝 清浄偈 や あかほしは 明星は く
はや ここなりや 何しかも 今宵の月の ただここにますや
ただここに ただここにますや (下略)

(33) たしかに、「鳥が歌う」と詠む例は少ない。

時しもあれ鳥ぞなれる朝倉や木の丸殿をうたふ曙

鳥声歌徳とりこゑうたのちか和琴曲わごんきょく花色醉恩入酒杯はないろいびりあはれいづる

(正治初度百首・冬・五六七・通親)

(34) 底本には「俊頼朝臣」以下の一文がない。いま『新編国歌大観』

によって補う。

(35) 次のような詞章である。

近江路の 篠の小路 早引かず 子持 待ち瘦せぬらむ 篠の小
路や さきむだちや